

みんなであい

草津市男女共同参画
啓発紙 2021.11

No. **55**

草津市立男女共同参画センター
男女共同参画・女性活躍推進フォーラム

村木厚子さん 講演会 12/4(土)

“私の歩んできた道”

～あきらめない 支える 支えられる～



プロフィール

元厚生労働事務次官。津田塾大学客員教授。困難を抱える若い女性に寄り添い、支援する「若草プロジェクト」の呼びかけ人。

高知県生まれ。1978年、労働省（現厚生労働省）に入省。女性政策、障がい者政策などに携わる。2009年の郵便不正事件では虚偽公文書作成容疑等で逮捕・起訴されるも翌年無罪が確定、復職。

講演内容

2009年の郵便不正事件で「あきらめなかった」その当時の気持ちや、その体験から未来へつなげたいこと、また、現在の「若草プロジェクト」の取り組みを通じて、若年女性の実態や課題、今後どのような行動が必要かなどをお話しいたします。

※詳しくは裏面を
御覧ください。



男女共同参画・女性活躍推進フォーラム 12/4開催

令和3年5月に男女共同参画を推進する拠点施設として市民総合交流センター内に男女共同参画センターをオープンしました。センターについて知っていただき、男女共同参画および女性活躍について考えていただく機会として開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

日時

12月4日(土)
10:00~16:30

場所

草津市大路二丁目1番35号
市民総合交流センター
「キラリエ草津」

村木厚子さん講演会(要予約)

“私の歩んできた道” ~あきらめない 支える 支えられる~

時間 13:30~14:50
場所 キラリエ草津 6階

ワークショップ(要予約)

時間 15:10~16:30
場所 キラリエ草津 6階
テーマ: 「コロナ禍で困った事、
気づいた事、支え合える事」

定員・申込方法(講演会・ワークショップ)

定員 100名(先着順・無料)

申込み 市HP(電子申請)または男女共同参画センターまで電話・FAX・メール
でお申し込みください。

☆申込み・詳細はこちらから→

その他 託児・手話通訳あり(先着順・無料 11/19までに申込要)



キラリエフェスタ(輝☆業塾生のチャレンジショップ(共催:草津商工会議所))

女性のチャレンジを応援するため、市では、毎年「輝☆業塾」を実施しており、10月に7期目が終了しました!! 卒業生によるチャレンジショップを開催します。

時間 10:00~15:00

場所
キラリエ草津
1階他

内容

草津市版起業塾(輝☆業塾)の卒業生が主体となってキラリエフェスタ(チャレンジショップ)を開催します。各種セミナーや、物品販売等を行う予定です。



★コロナ感染状況により事業の一部見合わせ、オンライン実施になる場合があります。

最新情報は男女共同参画センターホームページにて案内します。

★主催:くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん・草津市 協力:くさつ☆パールプロジェクトチーム

育児・介護休業法が改正されました

「産後パパ育休」制度が新設されるとともに、男女ともに育児休業を取りやすくなります。

2022年
4月から



育児・介護休業についてパートなど**有期雇用の労働者**に対する、「勤続1年以上」の**取得要件を撤廃**（無期雇用と同様とする）



妊娠・出産の申し出をした労働者（本人または配偶者）に対する、育休に関する制度の周知や取得の意向確認のための措置を事業主に義務付け



育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備等、**育休を取得しやすい雇用環境の整備**を事業主に義務付け

2022年
10月から



「**産後パパ育休**」（**出生時育児休業**）制度開始
生後8週間以内に4週間まで取得可能（2回に分割可）



通常の**育児休業制度の利用が2回まで分割取得可能**に

2023年
4月から



育児休業の取得状況の毎年公表を義務付け
（従業員1000人超事業主のみ）

その他
詳細はこちら！



～インタビュー～

『2か月間の育休を取得して』

☆育休を取得しようと思ったきっかけ

産後は母親の体の負担も大きく、**妻だけでは大変**だと感じ、また自身も**子どもと関わる時間を増やしたい**という思いから。

☆育休をとるにあたり不安だったこと

同僚への負担増や、周囲の反応、**収入減への不安があったが、自分が組織風土を変えるという意識もあり取得**した。

☆育休中に気づいたこと・感じたこと

家事や育児に追われ、**1日があっという間**だった。しかし、それに多く関わったことで、**夫婦で子育てをしていく**という意識、責任感も強くなったので、やはり取得してよかった。

☆妻の感想

初めての育児でわからないこと、不安なこと、遣るべきことが多い中で、**夫がそばにいてくれてよかった**と思う。

☆育休を取得してみて

2か月という期間は、終わってみれば**すごく短かった**ので、**もう少し長期取得すればよかった**と感じている。男性の育休も取得しやすい風潮になってきていて、いくつか不安もあったが、自分は**妻子と多く接する時間が持てて幸せ**だなと思った。今後、育休を取得しやすい環境が、もっと定着すればなと思う。

平日の家事時間の男女差
R元年度2時間55分（草津市調査）
→R7年度1時間28分以下に！

そのモヤモヤした気持ちはあなた自身のSOSかも。深刻化する前に相談を！

女性のためのカウンセリング

「あい・ふらっと」では、
カウンセリング（専門的な知識や技術を用いて相談援助をすること）を行い、DVや女性ならではの苦しみに寄り添って、一緒に考え、自分で答えを出すサポートをしています。
ぜひご利用ください。

《例えばこんな気持ちはありませんか？》

- ◆どうも、成人した子どもとのかかわり方が難しいなあ…。
- ◆家事、町内会、親戚付き合い…まだ私だけがするんですか。
- ◆夫の機嫌や顔色を見ながら生活するのはもう嫌だ。
- ◆娘、妻、母…全て私の役割だけれど、一体自分が何者なのかわからない。

草津市男女共同参画センター

あい・ふらっと

DV・女性の総合相談

月～金、第3土曜日 9時～12時・13時～16時

電話 077-565-1539（相談専用）

第1水曜日・第3土曜日はカウンセリングも行っていきます（予約制）

秘密
厳守



▲あい・ふらっとの相談室

「女性に対する 暴力をなくす運動」 11月12日～25日

配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売春、ハラスメント等の暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されません！

DVは、恋人や配偶者などから行われる暴力で、殴る蹴るといった身体的な暴力以外にも、精神的な暴力や経済的な暴力も含まれます。暴力を受けたらひとりで悩まず、まず相談してください。

全国一斉

「女性の人権ホットライン」強化週間

女性の人権ホットライン

0570-070-810

期 間 11月12日（金）～11月18日（木）

時 間 午前8時30分～午後7時（土日は午前10時～午後5時）

相談内容 夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性の人権に関する問題

相談担当者 法務局職員及び人権擁護委員

相談無料、秘密厳守

<問い合わせ先>

大津地方方法務局人権擁護課（077-522-4673）

DV相談プラス
DV相談+人

☎0120-279-889

（24時間対応）

ホームページ

<https://soudanplus.jp/>

電話・メール24時間受付

チャット相談 12:00 - 22:00 受付



メール相談

外国語対応（10ヶ国語）

携帯からはQRコードより直接相談可能です



チャット相談

1. 匿名相談OK
2. 情報厳守
3. 親身に対応

「みんなで一歩」のバックナンバーは、HPをご覧ください [草津市](#) [みんなで一歩](#) [検索](#)